

## 守秘義務契約書

一般社団法人日本インダストリアルイメージング協会(以下「甲」という。)と甲の参加会員である  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。))とは、甲が推進する標準化委員会  
活動において審議又は開示される秘密情報に関して、以下の通り守秘義務契約を締結する。

## 第1条(目的)

甲又は乙(以下「開示者」といい、他の分科会参加会員も開示者に含まれる。)は、標準化委員会活動を推進する(以下「本契約の目的」という。)にあたり、開示することが有益と判断する自己が保有する秘密情報を相手方当事者(以下「受領者」という。)に開示するものとする。

## 第2条(秘密情報)

1. 本契約でいう「秘密情報」とは、標準化委員会活動等における審議の中で若しくは審議事項に関して、議論又は開示された技術上・営業上の情報(甲の他の分科会参加会員により開示された情報を含む)で、書面・図面・記録媒体等の有形形式で開示するもの(審議内容の議事記録を含む。)のうち、開示者から秘密である旨の明示がなされた情報、並びに口頭等の無形形式で開示するものうち、開示の際に開示者から秘密情報である旨が示されて、かつ、開示後30日以内に当該開示内容が開示者から書面化されて秘密である旨の明示がなされた情報を意味する。尚、審議内容の議事記録等は、開示内容、開示者並びに秘密情報であることが明示されることにより秘密情報として取り扱われるものとする。
2. 前項の規定に拘わらず、以下の各号に該当することを証明できるものは秘密情報から除外するものとする。
  - (1) 開示者から開示された時点で、既に公知となっている情報。
  - (2) 開示者から開示された後、開示者及び受領者の責めによらず公知となった情報。
  - (3) 開示者から開示された時点で、既に受領者が自ら保有していた情報。
  - (4) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報。
  - (5) 開示者から開示された秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報。
  - (6) 各分科会活動による標準規格案等のうち、他の標準規格策定団体への提案・公表等がなされた情報。

## 第3条(守秘義務)

1. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密に管理し、開示者の文書による事前の承諾を得た場合を除き、直接、間接を問わず第三者(甲の理事会メンバー、分科会参加会員、乙の部門内は除く)に開示・漏洩してはならない。
2. 受領者は、開示者から開示された秘密情報を、開示者の文書による事前の承諾を得ることなしに、本契約の目的以外に使用しないものとする。
3. 受領者は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある自己の部門の関係者(役員、部門長、従業員)にのみ開示するものとし、当該関係者に対して、本契約において自己が負う義務と同等の義務を遵守するよう万全の措置をとるものとする。
4. 受領者は、開示者の文書による事前の承諾を得ることなしに、開示者から開示された秘密情報を複製・複写してはならない。
5. 受領者は、開示者から開示された秘密情報の管理責任者及び保管場所を定めて、これを善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

#### 第4条(秘密情報の返却義務)

受領者は、本契約が終了したとき、標準化委員会活動が終了したとき、又は開示者から要求されたときは、秘密情報(複製・複写物を含む)を速やかに開示者に返却若しくは開示者の指示する方法にて廃棄するものとする。

#### 第5条(産業財産権等)

本契約において、秘密情報に関連する産業財産権の取り扱いについては、甲が別途定める「産業財産権の取り扱い規約」に従うものとする。但し、当該規約を変更する(著作権に関する別途の規約およびロゴ等運用規定の変更を含む。)には、甲は乙に対して、当該変更後の規約が有効となる1ヶ月前までにその変更内容を書面で通知しなければならない。

#### 第6条(協議)

1. 本契約の解釈及びその適用は、日本国法によるものとする。
2. 本契約の条項の解釈又は本契約に定めのない事項等、本契約に関して疑義又は紛争が生じた場合は、信義誠実の原則をもって、甲乙協議し解決するものとする。
3. 前項の協議によってもなお、本契約の条項の解釈、本契約に定めのない事項等、本契約に関して生じた疑義又は紛争を解決することができない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする裁判により解決する。

#### 第7条(有効期間と守秘義務)

本契約の有効期間は、本契約の締結日から始まり、甲乙で標準化委員会活動の終了を確認した日まで続くものとする。但し、本契約の有効期間の終了後も、第3条の守秘義務は3年間、第5条の産業財産権等の義務は、本契約の有効期間中、それぞれ有効に存続するものとする。

#### 第8条(解約)

前条に拘わらず、乙は、甲に対して文書による通知をなすことにより、本契約の有効期間が終了する前に本契約を解約できるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

年 月 日

甲 東京都新宿区百人町二丁目21番27号  
一般社団法人日本インダストリアルイメージング協会  
代表理事 木浦 幸雄 印

乙

印